

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成9年5月は41万円、同年6月から同年9月までは44万円、同年10月は47万円、同年11月及び同年12月は44万円、10年1月は41万円、同年2月は44万円、同年3月及び同年4月は47万円、同年5月は56万円、同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は53万円、同年9月から同年11月までは50万円、同年12月は47万円、11年1月から同年3月までは50万円、同年4月は59万円、同年5月は50万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月から13年2月までは44万円、同年3月は53万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月は38万円、同年7月は44万円、同年8月から14年3月までは41万円、同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月から15年3月までは38万円、同年4月から同年6月までは44万円、同年7月から同年11月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から15年12月1日まで

A社に勤めていた期間のうち、平成9年5月から15年11月までの標準報酬月額が、保管していた給与明細書及び銀行の預金取引明細で確認できる報酬月額と比べて低いことが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が提出した給与明細書及び預金取引明細並びに

B市から提出を受けた「平成 11 年度所得照会について（回答）」における社会保険料控除額（年額）から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 9 年 5 月は 41 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 44 万円、同年 10 月は 47 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 44 万円、10 年 1 月は 41 万円、同年 2 月は 44 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 47 万円、同年 5 月は 56 万円、同年 6 月は 47 万円、同年 7 月は 50 万円、同年 8 月は 53 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 50 万円、同年 12 月は 47 万円、11 年 1 月から同年 3 月までは 50 万円、同年 4 月は 59 万円、同年 5 月は 50 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 44 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 41 万円、同年 10 月から 13 年 2 月までは 44 万円、同年 3 月は 53 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 44 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 44 万円、同年 8 月から 14 年 3 月までは 41 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 34 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 41 万円、同年 10 月から 15 年 3 月までは 38 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から同年 11 月までは 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めているところ、申立人が提出した給与明細書、預金取引明細等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全ての期間について一致しないことから判断すると、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月に同社C事業所に異動したが、59年2月末に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の従業員名簿、同社が人事総務業務を委託しているD社の回答及び申立期間当時の同僚の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に異動した同僚13人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）についても、申立人と同日となっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が申立人と同様に異動した全員の資格喪失日及び資格取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から56年1月まで

私が昭和48年5月から勤務したA社(現在は、B社)は、当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の同僚には、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付している記録がある。同事業所が、従業員の国民年金保険料を給与から控除して納付してくれていたと思うので、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社が従業員の国民年金保険料を給与から控除して納付してくれていたと思うと供述しているが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、当該事業所の事業主、その親族及び申立人が記憶する同僚等の計15人のうち、事業主及び申立期間途中に入社した同僚4人を除く10人が、申立期間当初から国民年金に加入しており、保険料を納付していたことが確認できるものの、国民年金収滞納一覧表により納付日を確認できる9人は、大半が異なる納付日となっており、そのうち7人は昭和51年又は52年に保険料納付を口座振替にしている。

さらに、申立期間のうちの昭和51年から53年までの期間に入社したとみられる同僚計4人のうち、国民年金収滞納一覧表により、56年12月分までの納付日を確認できる3人についても、それぞれの納付日が同一となっていないことから、当該事業所が従業員の保険料を給与から控除して納付を行っていたとは判断し難い。

加えて、事業主が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、事業主は既に死亡しており、当時の納付状況等を確認することができない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月頃 から 48 年 7 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 1 日から 57 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 57 年 5 月頃 から平成元年 5 月頃まで
④ 平成 2 年 7 月 1 日から 4 年 3 月頃まで

申立期間①については、A社に昭和 44 年 5 月頃 から 48 年 8 月頃まで勤務したが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、同年 7 月 1 日から同年 8 月 21 日までの期間とされている。

申立期間②については、昭和 54 年 3 月末で閉鎖されたB社C支店の事業を、私が個人で継続し、支店長として同年 4 月 1 日から 57 年 1 月 30 日まで勤務したにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間③については、D市に所在していたE社に昭和 57 年 5 月頃 から平成元年 5 月頃まで勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間④については、F社に平成 2 年 4 月頃 から 4 年 3 月頃までの約 2 年間勤務したが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、2 年 4 月 2 日から同年 7 月 1 日までの期間とされている。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者から、申立人の申立期間に係る勤務実態についての供述が得られず、当該期間における雇用保険の記録も確認できないことから、当該期間における申立人の勤務については推認することができない。

また、申立事業所の事業主は、「申立人は、勤務開始後1か月ほどで無断欠勤をした。退職届を提出しなかったため、自宅を探し、出向いた記憶がある。」と回答しており、申立人の申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致する。

さらに、申立人は、A社が移転したことを憶えているので、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が退職前の1か月間しか確認できないことは考えられないと供述しているが、A社の移転日については、申立事業所の法人登記から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和48年8月21日に近接する同年8月28日であることが確認できることから、申立人は申立事業所の移転時に在職していなくても当該移転を知っていたと推測できる。

加えて、A社には、当該期間の資料は残されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人は、B社C支店が閉鎖された後の当該期間に、個人で同社同支店の事業を引き継ぎ同支店の支店長として勤務していたと供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「C支店閉鎖後に申立人が本社に仕入れに来たことを憶えており、申立人がB社の名前を使用し、独自に当該支店の取引先に販売を行っていた可能性も十分ある。」と供述しており、期間の特定はできないものの、申立人は、申立事業所と同種の事業を営んでいた可能性が認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、当該期間において、申立人が勤務したと主張するD市内に「B社」という名称を使用した厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立人及び同僚の前述の供述から判断すると、同期間においては、申立人は個人事業主であったと思われ、厚生年金保険の制度上、同保険に加入することはできなかったと考えられる。

また、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録では、昭和48年11月1日に資格を取得し、54年3月31日に離職したことが確認でき、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致する上、申立人は、B社を退職した後に失業給付を受給したと思うと供述しているところ、雇用保険被保険者台帳により、申立人に対し離職日以降に離職票が交付され、支給番号が付番されていることが確認できる。

さらに、G厚生年金基金が保管する申立人に係る加入記録は、昭和48年11月1日から54年4月1日までの期間とされており、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

加えて、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、当時の事業主も、当該期間に係る資料は無いと回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除につ

いて確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人が記憶しているE社の所在地が申立事業所に係る法人登記及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるE社H支店の所在地とほぼ一致していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、E社H支店において勤務していたと推認される。

しかしながら、申立人は、申立期間③のうち、昭和58年9月28日から平成元年5月頃までの期間は、I市において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、申立人のE社H支店における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、E社H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者からは、申立人の勤務実態についての供述を得ることができない上、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、当時の事業主も、申立期間③に係る資料は無いと回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、E社の前身であるJ社（昭和61年2月20日にE社へ名称変更）、J社K支店、E社及びE社H支店に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立期間④については、F社の元事業主及びオンライン記録において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から、申立人のことを憶えている旨の供述は得られるものの、当該期間における申立人の勤務実態についての供述は得られず、当該期間において、申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、前述の元事業主も、当該期間に係る資料は無いと回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 5 このほか、全ての申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。